

安定した高齢者医療制度を目指して

愛知県後期高齢者医療広域連合

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

令和6年2月7日（水）

愛知県後期高齢者医療広域連合事務局

<保険料に関すること>

管理課保険料グループ（福岡・塚本）

電話 052-955-1223

<その他全般>

総務課広域調整グループ（大谷・松井）

電話 052-955-1227

名古屋市東区泉一丁目6番5号

国保会館北館3階

令和6年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の結果について

令和6年2月6日（火）の午後1時30分から「ホテルメルパルク名古屋」（名古屋市東区葵）において開催された令和6年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会における審議結果については、下記のとおりです。

記

付議事件

- 1 令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）…**原案可決**

補正額 △500,708千円 補正後 2,010,571千円

- 2 令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）…**原案可決**

補正額 45,116,005千円 補正後 1,012,769,045千円

- 3 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について…**原案可決**

令和5年8月7日の人事院勧告を踏まえ、本広域連合における常勤職員の給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「職員給与条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年広域連合条例第1号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）の一部改正を行う。

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について定めるほか、所要の改正を行うため、会計年度任用職員報酬等条例等の一部改正を行う。

（施行日 公布の日（一部規定は令和6年4月1日））

4 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について…**原案可決**

2年間（令和6年度及び令和7年度）の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定する。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正等に伴い、保険料の賦課限度額の引き上げ等、その他所要の規定の整備を行う。

（施行日 令和6年4月1日）

(1) 保険料率改定について

区分	現行 (令和4・5年度)	改正後 (令和6・7年度)
所得割率	9.57%	11.13% ※
被保険者均等割額	49,398円	53,438円

※基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に係る所得割率について、令和6年度は10.40%とする。

(2) 保険料の賦課限度額の見直しについて

現行	改正後
66万円	80万円 ※

※令和6年度に75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入する者以外の、令和6年度の賦課限度額は73万円とする。

(3) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて

軽減措置	所得判定基準（所得金額の合計）	
	現行	改正後
5割軽減	43万円＋被保険者数×29万円 以下	43万円＋被保険者数×29.5万円 以下
2割軽減	43万円＋被保険者数×53.5万円 以下	43万円＋被保険者数×54.5万円 以下

(4) 保険料賦課総額における費用の追加及び高齢者負担率の見直しについて

保険料賦課総額算出の際に見込む費用に出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金を追加する。また、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直すとともに、現在50対50を基準としている保険料の均等割額と所得割額の比率について、所得割額の比率を引き上げ、48対52とする。

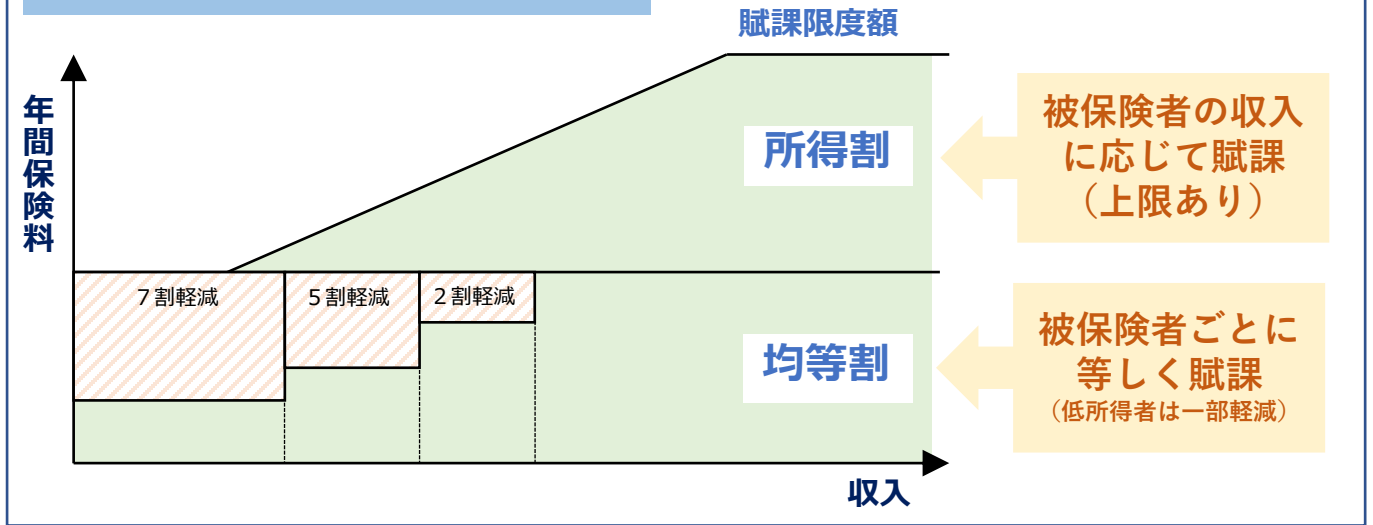
5 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…**原案可決**

予算額 2,451,546千円（令和5年度当初予算額 2,503,088千円）

6 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算…**原案可決**

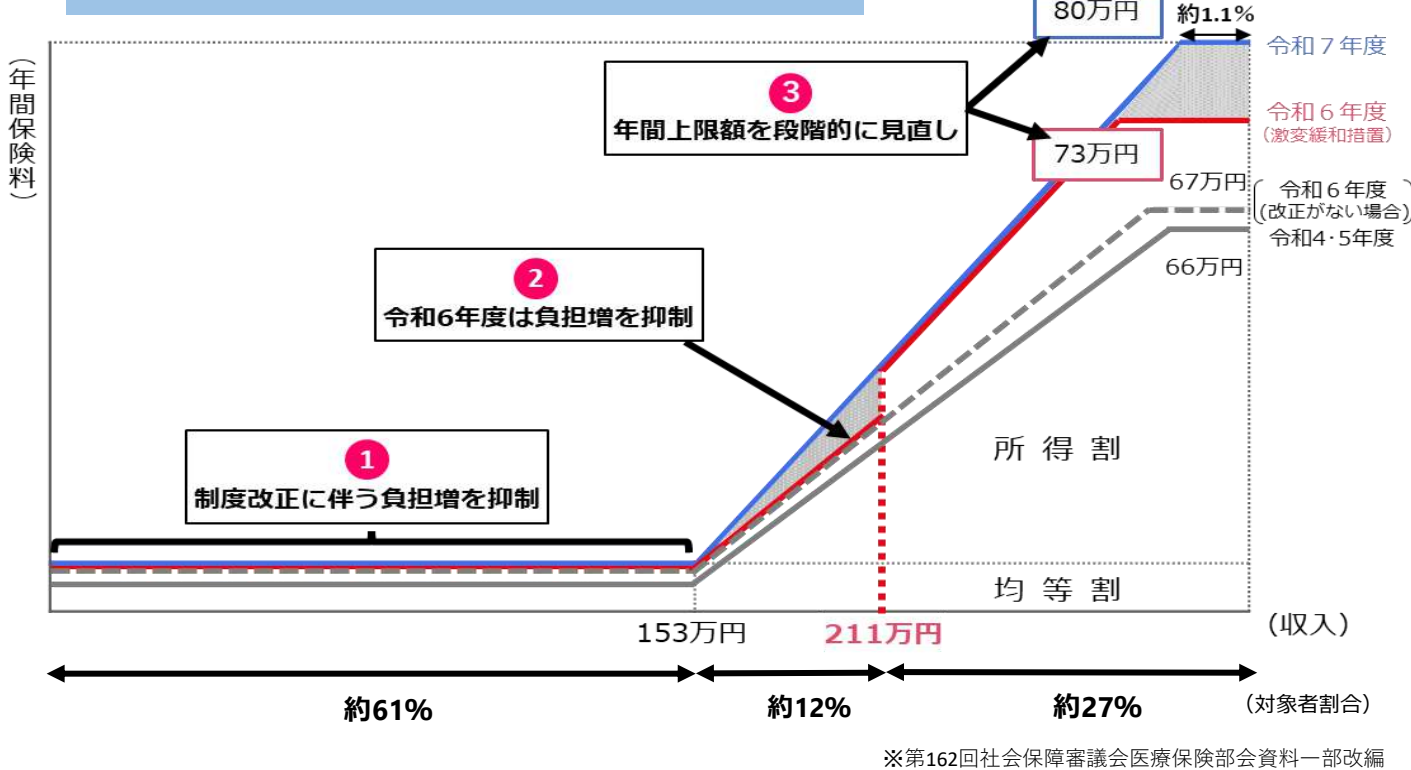
予算額 1,034,201,186千円（令和5年度当初予算額 946,653,018千円）

1 後期高齢者医療制度の保険料イメージ



令和6・7年度の保険料については、少子高齢化による人口構成の変化や、医療費の変動による影響のほか、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、後期高齢者負担率の見直しや、出産育児一時金を全世代で支え合う等の影響が保険料に加味されています。なお、この制度改正については、被保険者の負担が急激にならないよう以下の激変緩和措置が設けられています。

2 制度改正による保険料イメージ（激変緩和措置）



- ① 収入にかかわらずご負担いただく均等割額のみを負担する約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）については、制度改正に伴う増加を抑制しております。
- ② 収入に応じてご負担いただく所得割額は、一定以下の収入の方（年金収入153万円～211万円相当の方）を対象に、令和6年度は制度改正に伴う増加を抑制しております。
- ③ 保険料負担の年間上限額（賦課限度額）は、段階的に引き上げます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。
※令和6年度に新たに75歳に到達する方は③の激変緩和措置の対象外となります。